小規模企業共済事業	繰越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された繰越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で繰越欠損金の解消に努める。
中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの縮減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務・システムの最適化計画」等によりコストの縮減を図る（小規模共済事業と共通）。
直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	22年度以降実施	第二種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
		23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。

⑵　資産・運営等の見直し

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	一般勘定流動資産相当の余剰資金2,000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2,000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意する。
	第一種信用基金	22年度中に実施	第一種信用基金（約28億円）を国庫納付する。
	第二種信用基金(再掲)	22年度以降実施	第二種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（４億円）を国庫納付する。
	施設整備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第３セクターの清算による回収金（約1.2億円）を国庫納付する。
	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余（約0.1億円）を速やかに国庫納付する。
事務所等の見直し	地方事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。
	ＲＩＮ常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップＲＩＮ常設展示場を廃止する。
	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。
	インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管（再掲）	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
	工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。
	福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。
人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	現給保障の段階的廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

２．政府出資金の国庫返納について

産業基盤整備勘定

「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」の施行（平成19年８月６日）に伴う「改正前産業活力再生特別措置法」による債務保証業務については、所要の経過措置が設けられた上で廃止されていますが、これに伴い平成22年度は、政府から出資されている出資金のうち、40,343,881円を国庫に納付しました。

平成23年度以降においても、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日　閣議決定）」を踏まえた中期目標の指示により、第二種信用基金については、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時、国庫納付する予定であります。

３．東日本大震災の影響について

平成23年３月11日に発生しました東日本大震災により、東北及び関東地方の一部の中小企業大学校施設、インキュベーション施設、産業用地が被害を受けました。これによる当機構の事業活動に及ぼす影響、復旧の見通し及び修繕工事等に係る費用を含めた実質損害額は現時点では未確定であります。

また、震災により被災した地方自治体等から要請を受けて、以下の産業用地（販売用不動産）を自治体に提供しております。

施設名称	使用目的	規模	期間等
石巻トゥモロービジネスタウン	仮設住宅	5.0ha	平成23年４月20日～平成25年９月30日
	被災者支援拠点	8.2ha	平成23年３月18日～平成24年３月17日
相馬中核工業団地　東地区	資材置き場	9.4ha	平成23年３月18日～平成24年３月17日
相馬中核工業団地　西地区	仮設住宅	21.1ha	平成23年４月８日～平成25年９月30日